

函 福 事 生
令和8年(2026年)4月14日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 生活保護費の不正受給について

(福祉事務所生活支援課)

生活保護費の不正受給について

生活保護費の不正受給事案として函館西警察署に告訴していた生活保護受給者（40歳代男性）が、令和8年4月13日付けで詐欺罪の容疑で逮捕されました。

不正受給は、生活保護行政に対する市民の信頼を損ねかねない行為であり、許しがたいものであります。

市といたしましては、今後も生活保護行政の適正かつ厳格な運営に取り組んでまいります。

1 事案の概要

当該生活保護受給者は、生活困窮を理由として令和4年12月19日から生活保護費を受給していたが、令和5年1月から就労を開始し収入を得ていたことを意図的に隠し、その収入を福祉事務所へ届け出なかったことなどにより、過大な生活保護費を不正に受給していたことが判明し、不正受給期間が長期に渡っていたことや不正受給額が多額であることなどを踏まえ、悪質な事案として告訴も視野に検討していたところであり、警察等への相談を重ねたうえで、令和7年12月24日付けで告訴していたものである。

2 不正受給期間

令和5年2月から令和6年7月まで

3 不正受給額

1, 976, 660円